

平成16年4月
農林水産省

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について

I 山口県における発生（第1例目）について

1 発生の概要

所在地：山口県阿武郡阿東町

発生農場：採卵鶏農場（飼養羽数：34, 640羽）

2 発生の経過

- (1) 平成16年1月11日、管轄家畜保健衛生所から山口県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、1月12日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患者と確定された。
- (2) 引き続き、動物衛生研究所において、死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、1月13日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。

3 防疫対応の状況

- (1) 初動防疫措置として、発生農場について部外者の農場への立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施した。
- (2) 発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、家畜伝染病予防法及び高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルに沿って、発生農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒、周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を講じたところである。このうち、発生農場の防疫措置については、1月21日に完了した。

※ 移動の制限：鶏等の家きん、病原体を拡げるおそれのある物品等を対象とし、発生農場を中心とした半径30km以内の区域で実施

- (3) 1月15日、専門家による会合（第2回家きん疾病小委員会）を開催し、以下のような助言をいただいた。

① まん延防止措置等については、

ア 当面、防疫マニュアルに沿ったまん延防止措置を徹底すること

イ 清浄性確認は臨床症状の有無を基本に実施すること

ウ ワクチンの使用については、現状では適切でないが、万一、

発生が拡大した場合等に備えその備蓄を検討すること

- ② 感染経路の究明については、引き続き、疫学関連農場等の調査等を進めること 等
- (4) 2月3日、専門家による会合（第3回家きん疾病小委員会）を開催し、以下のような助言をいただいた。
- ① 清浄性確認については、マニュアルに基づき立入検査、抗体検査、ウイルス分離検査を進めること
- ② 移動制限の解除については、清浄性確認の検査結果を踏まえ、本小委員会の助言も得ながら検討すること
- ③ ワクチンの備蓄については、現時点で使用することは不適切であるが、万が一まん延防止のために使用せざるを得ない場合には、家畜伝染病予防法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事の指示に従い、計画的・組織的に使用することとされ、具体的な方法については本小委員会の意見を聴くこと等が報告された。
- (5) 2月14日、移動制限区域内の養鶏農家を対象に実施した清浄性確認のための検査において、全ての鶏群において異常を認めず、また、抗体検査及びウイルス分離検査で全ての検体について陰性が確認された。
- 同日、山口県から、移動制限措置の期間について協議があり、農林水産省からは、2月19日午前0時までとする方向で検討中であるが、2月18日の高病原性鳥インフルエンザ対策本部において確認した上で改めて連絡する旨回答した。
- (6) 2月18日の高病原性鳥インフルエンザ対策本部において、移動制限措置は2月19日午前0時までとすることを確認した。

4 その他

農林水産省では、2月3日、移動制限期間中に出荷できない鶏卵について、鶏卵価値の減少に対する補てん（減少額の1/2）、輸送及び保管に対する補助（補助率1/2）を行う事業（高病原性鳥インフルエンザまん延防止措置緊急対策）を実施することとした。

II 大分県における発生（第2例目）について

1 発生の概要

所在地：大分県^{くす}玖珠郡^{ここのえ}九重町

飼養状況：14羽（チャボ13羽、あひる1羽）

2 発生の経過

- (1) 平成16年2月16日夜、管轄家畜保健衛生所から大分県庁経由で農林水産省に鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡があり、動物衛生研究所において死亡鶏の病性鑑定を行ったところ、2月17日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。
- (2) 後日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認され、遺伝子配列の解析の結果、ウイルスは山口県で分離されているウイルスと近縁であることが明らかとなった。

3 防疫対応の状況

- (1) 既に、飼養鳥は、死亡したか又は検査のため全羽処分済みであった。
- (2) 初動防疫措置として、発生場所について既に部外者の立入制限、鶏舎の消毒等を実施している。
- (3) さらに、発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、発生場所の消毒、周辺における移動制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を講じたところである。
- (4) 2月23日、専門家による会合（第4回家きん疾病小委員会）を開催し、以下のような助言をいただいた。
 - ① 発生時には、その後の疫学的検討に資するよう、防疫従事者の感染防御に万全を期しつつ、適切な採材等に努めること
 - ② 移動制限区域の取扱いについては、発生が小規模であったこと等も踏まえ、マニュアルの規定を踏まえつつ、第1次清浄性確認検査で異常が認められなかった区域については、順次、移動制限区域から搬出制限区域に変更し、さらに、第2次清浄性確認検査で異常が認められなければ、搬出制限区域を縮小することが適当であること
 - ③ 2例目の発生も踏まえ、全国的な監視体制及び発生予防対策の強化を図ること
 - ④ 1例目における防疫対応の経験を踏まえ、今後の移動制限の範囲・期間の具体的な運用やモニタリングの方法等について、今後事務局でマニュアルの改正案を作成し、委員の意見を聞くこと
- (5) 2月27日、移動制限区域における第1次清浄性確認検査の結果、異常が認められなかったことから、大分県からの農林水産省に対する協議の結果、2月28日午前0時をもって移動制限区域を縮小し、発生場所から半径5 kmから30kmまでの区域については搬出制限区域に切り替えることとした。
- (6) 3月3日までに行われた第2次清浄性確認検査の結果、異常が認

められなかったことから、3月4日午前0時をもって、発生場所から半径5 km までの移動制限区域を残し搬出制限が解除された。

- (7) 第3次清浄性確認検査の結果、異常が認められなかったことから、半径5 km までの移動制限区域は、3月11日午前0時をもって解除された。

Ⅲ 京都府における発生（第3例目）について

1 発生の概要

所在地：京都府船井郡丹波町

飼養状況：採卵鶏農場（飼養羽数：198,000羽）

2 発生の経過

- (1) 平成16年2月26日深夜、京都府から農林水産省に鳥インフルエンザを疑う旨の連絡があり、動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を行ったところ、2月28日、H5亜型のA型インフルエンザウイルスの感染が確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。
- (2) 後日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認され、遺伝子配列の解析の結果、ウイルスは山口県、大分県で分離されたウイルスと近縁であることが明らかにされた。

3 防疫対応の状況

- (1) 初動防疫措置として、発生農場について、部外者の立入制限、卵の出荷自粛、鶏舎の消毒等を実施した。また、発生農場を中心とした半径30km以内の区域について移動自粛を要請した。
- (2) さらに、発生確認後、公衆衛生部局とも連携しつつ、発生農場の飼養鶏の殺処分、消毒、周辺農場における移動制限、疫学調査の実施等、必要な防疫措置を講じたところである。このうち、発生農場の防疫措置については、3月22日に完了した。
- (3) 発生農家では、2月20日頃から異常を疑う多数の死亡が発生していたものの、京都府に報告せず、その一方で、2月25日、26日には鶏を兵庫県及び愛知県の食鳥処理場に出荷していた。

【兵庫県関連】

- ① このうち、兵庫県の食鳥処理場において、未処理であった出荷鶏の簡易検査を実施したところ、2月28日陽性となり、ウイルスも分離されたため患畜とされた。また、当該食鳥処理場に26日、27日に岡山、広島両県から搬入され、未処理であった鶏についても簡易検査を実施したところ、同日、岡山県からの鶏につ

いて陽性が確認された（ウイルスは、3月3日、H5N1型と判明）。

兵庫県では、2月28日、当該食鳥処理場について、消毒と部外者の立入制限を行うとともに、半径30km以内の農場に移動自粛を要請し、立入検査を実施することとしていたが、29日、関連農場等が特定できたことから、移動自粛の範囲を半径5 kmとし、区域内の農場について疫学調査を実施していた。清浄性確認検査の結果等から移動自粛要請を解除することが適当であるとされたことから、3月17日午前0時をもって、移動自粛要請を解除した。

- ② また、この食鳥処理場で処理された食鳥残さが香川県の化製処理場で処理されており、3月1日、この食鳥残さについて検査を行ったところ、インフルエンザウイルスが確認された（3月5日H5N1型と判明）。しかし、化製処理後のフェザーミール及びチキンミールについて同様に検査を行ったところ、インフルエンザウイルスは確認されなかった。香川県では念のため、当該処理場を改めて消毒を実施し、同処理場は営業を3月5日まで自粛した。

【愛知県関連】

- ③ 一方、愛知県の食鳥処理場においては、当該鶏は全て食鳥処理済みとなっており、食用以外のものの一部が出荷されていることが判明したが、既に返送されている。

愛知県においても、関連農場が疫学調査を実施された。

- ④ また、この食鳥処理場で処理された食鳥残さが三重県の化製処理場で処理されていたが、同処理場では牛由来残さを処理していることから、化製処理後のミールは焼却されている。三重県では念のため当該処理場について消毒を実施した。

- (4) 3月3日、専門家による会合（第5回家きん疾病小委員会）を開催し、以下のような助言をいただいた。

- ① 発生の確認の遅れも踏まえ、当面、半径30 kmの移動制限区域を維持し、第1次清浄性確認が終了した時点で今後の取扱いを検討すること。
- ② 発生農家から鶏が出荷された食鳥処理場等については、京都からウイルスが侵入したものと考えられることから移動制限はかけず、疫学関連農家等の調査を徹底すること。
- ③ 今回、発生確認まで時間を要したこと等を踏まえ、都道府県、関係団体に対し、発生防止対策と監視強化について再度徹底すること等

- (5) 3月31日、移動制限区域における第1次清浄性確認検査の結果、異常が認められなかったことから、京都府からの農林水産省に対す

る協議の結果、4月1日午前0時をもって移動制限区域を縮小し、発生農場から半径5 km から 30km までの区域については、搬出制限区域に切り替えることとした。

(6) 4月7日、専門家による会合（第6回家きん疾病小委員会）を開催し、以下のような助言をいただいた。

① 京都府での発生に係る防疫対応について、現在実施している第2次清浄性確認検査で異常が認められなければ搬出制限を解除し、さらに異常の報告がなければ、最終防疫措置の完了から21日を経過する4月13日午前0時に、全ての移動制限を解除して差し支えないこと

② 発生農場由来の家きん肉及び家きん卵の取扱いについては、一般に食鳥処理場あるいはGPセンター等で食用に処理されたものは、家畜衛生の観点から、原則として回収する必要はないこと

③ 「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」の見直しについては、都道府県で実施するモニタリングを強化すること（各県1農場から、各家畜保健衛生所1農場に対象を増やす）、疫学調査の手法を具体的に規定すること、移動制限区域内の清浄性確認検査の検査手法を具体的に規定すること等

(6) 4月10日までに行われた第2次清浄性確認検査の結果、異常が認められなかったことから、4月11日午前0時をもって、発生場所から半径5 km までの移動制限区域を残し搬出制限が解除された。

(7) その後、異常が認められなかったことから、半径5 km までの移動制限区域は、4月13日午前0時をもって解除された。

(8) 3月7日以降、4月9日までに計9羽のカラスから血清亜型H5N1のA型インフルエンザウイルスが分離された（いずれも移動制限区域内。概要は以下のとおり。）。

	発見日	H5亜型 判定日	H5N1型 判定日
京都府（発生農場1羽、園部町1羽）	3/5	3/8	3/9
大阪府（茨木市1羽）	3/5	3/11	3/15
京都府（丹波町2羽、鳥取大の鑑定）	3/6	3/12	3/13
京都府（丹波町1羽）	3/10	3/15	3/16
京都府（亀岡市1羽）	3/14	3/18	3/20
大阪府（茨木市1羽）	3/17	3/22	3/24
京都府（亀岡市1羽）	4/2	4/9	4/9

4 その他

3月16日、一定期間出荷ができない移動制限区域内（大分県、熊本県、京都府、兵庫県、大阪府を対象）において、経営に著しい影響を受ける養鶏農家に対して鶏卵価値の減少に対する補てん（減少額の1/2）、輸送及び保管に対する補助（要した経費の1/2）、飼料費の増加に対する補助（増加額の1/2）、鶏肉価値の減少に対する補てん（減少額の1/2）を行う事業（高病原性鳥インフルエンザまん延防止緊急対策事業）を実施することとした。

IV 京都府における発生（第4例目）について

1 発生の概要

所在地：京都府船井郡丹波町

飼養状況：ブロイラー農場（飼養羽数：14,600羽）

2 発生の経過

- (1) 第3例目の発生農場から北東へ5km離れた農場の死亡鶏について、平成16年3月3日、簡易検査を実施したところ陽性反応が見られた。引き続き、ウイルス分離を行っていたところ、鳥インフルエンザを疑う結果が得られたため、3月5日、動物衛生研究所において死亡鶏等の病性鑑定を実施した。この結果、分離されたウイルスはH5亜型のA型インフルエンザウイルスであることが確認されたため、当該鶏は高病原性鳥インフルエンザの患畜と確定された。
- (2) 引き続き、動物衛生研究所において、死亡鶏等の病性鑑定を行っていたところ、3月8日、検出された高病原性鳥インフルエンザウイルスは血清亜型がH5N1であることが確認された。

3 防疫対応の状況

- (1) 初動防疫措置として、発生農場について、3月3日から部外者の立入制限、鶏舎の消毒等を実施した。
- (2) 3月4日には、死亡鶏の発生が続いていたこと等から確認検査の結果を待たず、疑似患畜として殺処分を命じ、3月5日には飼養鶏の殺処分を完了、3月11日には、すべての防疫作業が終了した。
なお、移動制限区域については、第3例目と関連した発生であるため変更はない。

V 感染経路の究明について

1 ウイルスの遺伝子解析

山口、大分、京都のウイルスは近縁。

山口、大分、京都のウイルスと韓国で昨年12月に分離されたウイルスは遺伝的に近縁な関係がある。

山口のウイルスは、香港やベトナムで本病に感染した人から分離されたウイルスとは異なる。

2 現地調査

山口と大分のケースについては、感染経路を疑わせる人、車両等の出入りは確認されていない。

3 渡り鳥の調査

いずれの発生現場周辺でも渡り鳥が飛来していることが明らかになったが、発生地域で捕獲された野鳥（292検体）、採取された糞（577検体）からウイルスは分離されていない。

4 感染経路究明チーム

農林水産省では、関係機関の協力を得て、我が国での発生の感染原因・感染経路を総合的に検証していくために、3月29日、「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を設置した。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案について

平成16年4月

農林水産省

1 改正の趣旨

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合に、よりの確なまん延防止措置が講じられるようにするため、届出義務違反に関するペナルティの強化を図るとともに、移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成措置の制度化等を行う。

2 改正の概要

(1) 疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化

① 手当金の不交付

殺処分等の対象となった家畜等の所有者に交付される手当金について、家畜伝染病のまん延防止に必要な措置を講じなかった者に対しては、支払わないこととする。

② 届出義務に違反した所有者に係る罰則の強化

家畜の所有者が届出義務に違反した場合の罰則を3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げる。

(2) 移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成の制度化

移動制限命令に協力した畜産農家に対し、都道府県が売上げの減少額や飼料費・保管費・輸送費等を助成する場合には、国がその助成額の1/2を負担することとする。

(3) 都道府県の防疫事務の費用に対する国の負担

都道府県の防疫事務の実態を踏まえ、従来から国が負担しているものに加え、

① 衛生資材の購入費又は賃借料（防護服、車両消毒等）

② 家畜防疫員が自ら患畜等の死体や汚染物品の焼却・埋却を行った場合の費用について、その1/2を国が負担することとする。

鳥インフルエンザ緊急総合対策について

平成16年3月16日

鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合

近年、アジア、欧州、北米の各地域に流行している高病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）については、今年の1月以降、国内の鶏等にも数例発生している。

この問題は、まん延防止等の家畜衛生上の問題のみならず、食の安全・安心の確保や人への感染防止等の国民の健康確保といった国民生活の身近な問題とも関連する課題であり、関係する府省庁が緊密な連携をとって対応措置を講じてきた。

今後、これらの措置を引き続き推進するとともに、関連する法制度の整備、予算措置を含め、影響を受けた関係者・関係機関に対する措置、試験研究の充実等も含めた総合的な対策を早急に講じていくこととしている。

こうした考え方に立って、政府は関係閣僚による会合において、鳥インフルエンザ緊急総合対策として、当面、以下のとおりの対策を講ずることとした。

今後、この対策に従い、関係府省庁間のより一層の連携の下に、鳥インフルエンザを早急に封じ込めて感染防止を図るとともに、食に対する不安の払拭、人への感染の防止と国民の健康確保、関連する事業者と自治体等への対策等を確実に推進することとする。

また、対応の進捗状況を速やかに点検するとともに、本問題に係る事態の推移に応じて、関係府省庁及び関係自治体の緊密な連携の下、必要に応じ、適切な措置を検討・実施していく。

1. まん延防止対策の徹底

鳥インフルエンザは、鳥から鳥に感染する感染症であるが、生きた鳥との濃密な接触等により人に感染することもあり、また、ウイルスが変異し人から人に強い感染力を有する新型インフルエンザウイルスとなる可能性もある。

従って、鳥インフルエンザのまん延防止は、鶏肉・鶏卵の安全・安心な供給にとって重要であるばかりでなく、人の感染症の予防のためにも極めて重要であり、関係府省庁が緊密に連携し、全力で取り組んできた。

(1) 発生防止のための措置

これまでの発生事例の感染経路は解明されていないが、ウイルスを持っている可能性のある野鳥・ネズミ等の侵入防止、鶏舎等への出入りに際しての消毒の徹底が何よりも重要であることから、次の発生防止措置を講じていく。

- ① 養鶏業者がこの取組を厳格に行うとともに、学校・家庭を含めて家きんを飼養している者は、野鳥との接触を避けるよう、引き続き周知徹底を図る。
- ② 養鶏業者に対しては、野鳥・ネズミ等の侵入を防止できるウインドレス鶏舎等の整備を推進するため、補助事業、リース事業等を活用した支援措置を講じる。
- ③ 海外からのウイルスの侵入を防止するため、引き続き鳥インフルエンザ発生国からの家きん・家きん肉の輸入停止措置を的確に実施するとともに、発生国から帰国する人に対して靴底消毒への協力を求める。

(2) 早期発見・早期通報のための措置

鳥インフルエンザが発生した場合には、早期発見・早期通報により、防疫マニュアルに基づく防疫措置を迅速、的確に講ずることが最も重要であることから、次の措置を講じていく。

- ① 既に家畜伝染病予防法第52条に基づき、千羽以上の養鶏農家に対して、感染が疑わしい事例を直ちに報告すること及び死亡羽数等を定期的に報告することを求めることとしたが、今後ともこの措置の適切な運用を図る。
- ② 千羽未満の養鶏農家、ペットとしての飼養者等に対して早期通報の必要性を徹底するとともに、3月9日に食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省の4府省連名で取りまとめ、公表した「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」に記載されている死亡した野鳥の取扱いに関する注意事項について、引き続きその周知徹底を図る。
- ③ 食鳥処理場において、都道府県等が行う食鳥検査の際、異状のない養鶏場から出荷された鶏である旨の確認を行ってきたところであり、引き続きそのことを徹底する。
- ④ 今後、食鳥検査において高率の死亡や呼吸器症状などを呈する鳥インフル

エンザに感染している疑いがある鶏に対し、簡易検査キットを用いたスクリーニング検査を試行するとともに、国立感染症研究所において確認検査を行う。

- ⑤ 死亡し、又は捕獲調査の対象となったカラス等について、既にサンプルを選んで検査を実施することとしたところであり、今後その結果を踏まえて適切に対応する。

(3) 発生した場合の防疫措置

発生した場合は、発生農場における殺処分と焼却又は埋却、周辺地域における移動制限と清浄性確認を迅速・的確に進めることが何よりも重要である。これまで、防疫マニュアルに基づき、地方自治体によって対応が行われているところであり、今後とも適切な措置を講じていく。

- ① 発生の疑いが確認された場合、関係する機関において、連携を密にした対応体制が迅速に整備されるよう、日頃から、地方自治体内、地方自治体間、国と地方自治体、関係府省庁間の連絡・協調体制を構築し、発生した場合を想定した準備を行っておく。
- ② 移動制限については、その実効がより確保されるよう、防疫上の安全性が確保されることを前提として、移動制限期間の短縮や保管・加熱処理等のための家きん卵の移動、十分に発酵処理された鶏糞の移動を認めること等を内容とする防疫マニュアルの改訂を行ったところであり、今後その趣旨を徹底し、発生した場合の対応について、実効がより確保されるよう適切な対応を行う。
- ③ 移動制限区域内の鶏卵等について、伝染病のまん延防止の観点から問題ないと判断されたものの処理が円滑に進むよう、引き続き、各都道府県に対し必要な指導を行う。
- ④ トラック事業者に対して、引き続き、移動制限区域の範囲・制限内容等の周知徹底を図るとともに、関係車両の消毒・清掃の励行等必要な指導を行う。
- ⑤ これまで発生が確認された地域においては、家畜防疫等の関係機関と連携しつつ、警察官等による現場周辺での警戒活動や、自治体が設置した消毒ポイント等での交通整理を実施してきたところであり、今後とも発生地域の実

情に応じ、適切な措置を講ずる。

(4) 鳥インフルエンザ・ワクチンの今後の取扱い

食品安全委員会において、鳥インフルエンザ・ワクチンの接種に係る鶏肉・鶏卵等の食品としての安全性評価について、3月中に方向性を明確にする。

また、薬事法に基づくワクチンの製造・輸入承認については、実験施設内におけるワクチン接種実験の実施、ワクチン開発への協力や承認手続の迅速化を行う。

(5) 感染経路の解明

より効果的なまん延防止対策の検討に資するため、感染経路について野鳥の関与も可能性の一つとして指摘されていることから、既に、科学技術振興調整費による緊急調査研究等による対応を開始しているところであるが、今後その枠組みの中で、関係省庁の連携の下に野鳥の生息調査や捕獲による検体の採取を進めつつ、ウイルスの検査、病原性の解析等を行う。また、この問題が世界的に発生している事案であることにかんがみ、今後、国際的な連携強化を含む調査研究の充実を検討する。

また、農林水産省に専門家による「感染経路究明チーム」を直ちに設置し、これまでの発生事例について感染経路の究明を早急に進める。

2. 国民の食に対する不安を払拭するための措置

鳥インフルエンザについては、これまで鶏肉・鶏卵を食べることによって人に感染したという事例の報告はない。

しかしながら、3例目の発生農場では、通報が行われなかったばかりではなく、鶏が大量死した後も出荷を続けた結果、出荷先の食鳥処理場で他の鶏に感染するなどの問題が生じ、食品として流通したため、発生農場からの鶏肉・鶏卵の安全性についての不安や混乱を招いた。

こうした食品（鶏肉・鶏卵）に対する不安を払拭するためには、鳥インフルエンザについての科学的な知識や処理・流通の過程で講じられている安全性の確保のための措置に関し、正確で分かりやすい情報の提供に努め、国民の理解を深めていくことが重要である。

こうした観点から、引き続き、以下の措置を講じていく。

- ① 鶏肉・鶏卵の食品としての安全性も含め、鳥インフルエンザに関する国民への正しい知識の普及を図るために作成した国民向けの資料（前述の「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」）により、既に都道府県を通じて啓発を依頼しているところであるが、今後、その内容の周知に努める。
- ② 食品安全委員会における科学的議論も踏まえ、引き続き関係府省庁が連携して、政府広報、ホームページ、講演会等の多様な媒体・手法を用いて情報発信に努め、国民の理解の一層の促進を図る。
- ③ 文部科学省において、関係府省庁と連携しつつ、学校給食の現場において無用の混乱が生じることのないよう、引き続き、指導等を徹底する。

3. 人への感染防止、国民の健康確保のための措置

鳥インフルエンザについては、感染した鳥のフンを吸い込むなど、大量のウイルスが体内に入った場合にごくまれに人に感染することが知られているが、通常的生活を送る中で感染する可能性は極めて低い。

国民に対する正しい知識の啓発を図るため、既に国民向けの資料をとりまとめているところであり、これの活用を図るとともに、海外において数十例ほど人への感染例が確認されていることを踏まえ、防疫作業に従事する者などに対する感染防止対策について万全を期すことが極めて重要である。

また、鳥インフルエンザと人インフルエンザに同時にかかった場合には、その者の体内で人から人への強い感染力を有する新型インフルエンザウイルスが発生する可能性がある。このような事態を回避し、国民の健康を確保するため最大限の努力を行うとともに、万一、新型インフルエンザが発生した場合に、その被害を最小限にとどめるため、新型インフルエンザ対策の充実を図ることが必要である。

こうした観点から、以下の措置を講じていく。

(1) 鳥インフルエンザについての正しい知識の啓発

鳥インフルエンザについては、人への感染の可能性について国民に不安があることから、これを払拭するために作成した国民向けの資料（前述の「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」）により、既に都道府県を通じて啓発を依頼しているところであるが、今後、政府広報等の媒体を通じて更なる正しい知識の啓発を図る。

(2) 鳥インフルエンザウイルスの鳥から人への感染防止対策

- ① 鳥インフルエンザウイルスと接触しうる作業に従事する防疫従事者に対して、感染防御や健康状態の確認を行うとともに、万一、鳥インフルエンザを疑う症状が出た場合には速やかに治療できる体制を既に整えたところであり、今後ともこれらの措置を徹底する。
- ② 防疫従事者以外の者についても、今後、鳥インフルエンザにかかったと疑われる者を早期に発見し、治療を行うとともに、国内におけるまん延状況を迅速に把握するため、監視体制の強化を行う。

(3) 新型インフルエンザに対する国民の健康確保対策

- ① 万一海外又は国内において、新型インフルエンザウイルスの発生が確認された場合には、感染力や重篤度を考慮しながら、指定感染症への速やかな指定について検討する。
- ② 鳥インフルエンザの治療として有効とされている抗インフルエンザウイルス薬(リン酸オセルタミビル)の備蓄について検討する。
- ③ 前述の緊急調査研究等により、鳥インフルエンザウイルスの哺乳類に対する病原性の解析及び人用ワクチンの候補株の開発・特許問題の解消等新型インフルエンザ対策に資する研究開発を引き続き推進するとともに、その充実を図る。

4. 早期通報促進と被害拡大防止のための法制度の整備

今後、鳥インフルエンザが発生した場合に、より迅速かつ的確な対応が図られるようにするには、法制度の整備も重要である。

- ① このため、早期通報を促進するとともに関係農家の協力の下に移動制限措置をよりの確に実施する観点から、通報義務違反に対するペナルティの強化、移動制限命令に協力した養鶏農家に対する助成措置の制度化等を内容とする家畜伝染病予防法の改正案を速やかに作成し、今通常国会に提出する。

- ② なお、山口県で発生した事例に対しては、農畜産業振興機構からの助成が臨時緊急的に措置されたが、他の発生事例についても、養鶏農家に対する助成措置が法制度化されるまでの間も、国による緊急助成措置を確実に実施することとし、このための経費の一部について15年度予備費（高病原性鳥インフルエンザまん延防止緊急対策事業）により対応する。

5. 養鶏事業者・関連事業者対策

今回の鳥インフルエンザの発生では、養鶏農家のみならず、外食事業者や小売店等にも影響が生じていることから、養鶏事業者、関連事業者の経営対策として、次の措置を講じていく。

- ① 発生農家の経営再開、移動制限等により影響を受けた農家の経営継続を支援するための融資制度について、今後、償還期間の延長、移動制限区域外の農家への適用等の改善措置を講ずる。
- ② 中小企業者を対象として、既に関係機関に特別相談窓口を設置するとともに、セーフティネット貸付として、運転資金を一般貸付と別枠などで貸し付けることとしたところであり、その適切な運用を図る。
- ③ 今後、影響を受けた中小企業や中堅外食事業者に対するセーフティネット保証等の債務保証対策について、農林水産省で実施する影響調査を踏まえ、農林水産省、経済産業省が連携をとって、適切に対応する。

6. 地方自治体に対する対応

鳥インフルエンザが発生した場合、当該地方自治体は、急遽、感染した大量の鶏の処分や消毒作業に追われることになることにかんがみ、次のとおりの支援措置を講じていく。

- ① 今後とも、鳥インフルエンザが発生した場合において、農林水産省をはじめ関係府省庁の連携の下に専門家の現地派遣等最大限の支援を行うとともに、消毒作業や埋却・焼却に必要な場所・施設等の確保及びこれら作業に従事する人の安全確保について万全を期する。

② 今後とも、今回の京都の例のように、被害が大規模であるなど、緊急に対応する必要があり、地方自治体による対応が困難である等止むを得ないと認められる場合には、地方自治体からの求めに応じ、自衛隊の部隊等により支援する。

③ 今後とも、地方自治体の家畜伝染病予防法に基づく防疫措置に係る財政負担については、当該地方自治体の財政運営に支障を生じないよう適切な対応を図る。

なお、関係地方自治体においては、既に多額の財政支出を余儀なくされており、今年度については、その財政運営に支障が生じないよう特別交付税により暫定的な財政支援を講じる。